

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
1	4	関委員	<p>「基本方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②犯罪被害者等の(事情?実情?)</li> <li>・③必要な支援の途切れることのない提供? 途切れることのない必要な支援の提供?</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第3条の記載を引用しているため、原案のままとします。</li> </ul>
2	4	熊田委員	<p>「犯罪被害者等支援計画の期間」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の期間が9年間とするとしているが、なぜ9年間なのか。</li> <li>・国の「犯罪被害者基本計画」も5年間であるのに、県における計画 期間が9年なのか、その根拠と考え方如何。</li> <li>・計画の期間は、5年か3年とするのが相当である。</li> <li>・県の安心、安全条例における推進計画の期間も5年であり、安全、安心条例に特化した本条例に基づく支援計画であるところから、整合性を図るべきであるとともに、更に短く3年をとすることも考慮すべきである。</li> <li>・仮定として、9年とした根拠として、国の「第4次犯罪被害者基本計画」が2年目であるところから4年、さらに「第5次犯罪被害者基本計画」の5年を計算としての9年と考えているのか。</li> <li>・「第5次犯罪被害者基本計画」を根拠としているのであれば、「第5次犯罪被害者基本計画」が策定された時点で、「本基本計画」を策定・変更すれば足りることになり、現時点で、「第5次計画」を考慮すべきでないとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子案で9年間としたのは、新しい「総合計画」や改定作業中の「安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」の計画期間を踏まえたものでありましたが、御意見を踏まえ、本計画の期間を5年間とします。なお、今回は、国の「犯罪被害者等基本計画」の終期に合わせ、4年間とします。</li> </ul>
3	4	岡崎委員	<p>「計画の期間」(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の期間が、9年間とするところがあるが、長過ぎると考える。</li> <li>・早い時期に条例を制定して、既に多くの支援を行っている都道府県の期間を調べてみたところ、5年間としている県が多かった。</li> <li>5年 神奈川県、秋田県、奈良県、佐賀県、大分県など</li> <li>4年 三重県、滋賀県など</li> <li>・他県の例からも、5年程度が妥当と考えられる。</li> <li>・社会状況の変化が早くなっている現在、それらに対応し、見直しを行うためにも、9年では長過ぎて、適当とは考え難い。9年にする理由があるならば、説明をお願いしたい。</li> <li>(秋田県、奈良県、佐賀県、大分県、滋賀県は、県内全ての市町村に被害者支援条例が制定され、なおかつ、全ての市町村に見舞金制度が制定されている。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.2と同じ</li> </ul>
4	4	熊田委員	<p>「意見聴取」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画変更の際における関係機関・団体との意見聴取の方法についてはどのようにするのか。</li> <li>・関係機関・団体等とはどこを想定しているのか。</li> <li>・関係機関・団体は多岐にわたる。</li> <li>・「警察本部」、「ふくしま被害者支援センター」だけが関係機関・団体でなく、どこまでの機関・団体の意見を求めるのか。</li> <li>・公表する方法は、ホームページとなるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内すべての部局等及び計画策定時に意見を聴取した関係機関・団体などを想定しています。</li> <li>・公表する方法は福島県ホームページとします。</li> </ul>
5	4	関委員	<p>「意見の反映」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された意見及びその反映状況等を公表します。</li> <li>・この文章からは、関係機関・団体等からの意見が公表されるのがわかりにくい。</li> <li>・公表します。⇒公表方法がHPのみなら、「HPで公表します」と明記したほうがいいのでは?</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公表する意見及びその反映状況は、パブリック・コメントを対象とするものです。</li> <li>・公表する方法は福島県ホームページとし、表記を修正します。</li> </ul>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
6	4	熊田委員	<p>「進行管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、施策の進行管理、検証、評価を第三者によるとしているが、第三者とは、具体的にどのように想定しているのか。</li> <li>・第三者を新たに立ち上げるのか。</li> <li>・検討委員会の意見として、「第三者」機関の設置要望は、計画の「実効性」、「具現化」を担保するために設置すべきとするものである。</li> <li>・ここでいう第三者とは、「5 意見の反映」での関係機関・団体等と関係するのか。それとも別なものと考えて良いのか。</li> <li>・「5 意見の反映」の関係機関・団体と整合させることにより、多岐にわたる関係機関・団体については整理できると考えるがどうか。</li> <li>・第三者と記載する以上、 ↓ 「第三者の名称」を具体的に、今後の検討に委ねる場合は、「仮称」でも表記すべき考えるがどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者による検証を行うための「福島県犯罪被害者等支援計画有識者会議(仮)」の新たな設置を検討します。</li> <li>・会議の構成(案)については、今後検討していきますが、学識経験者(大学教授)、医師会、弁護士会、被害者等を考えております。</li> </ul>
7	4	関委員	<p>「進行管理」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者とは誰(何)を指すのかが不明⇒現在の検討委員会を推進委員会(仮称)として進行管理を行うことにしてはどうか？</li> <li>※その際、第三者委員会的な構成とするなら、現在の検討委員会委員は当事者色が強いので委員構成を検討すべきと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.6と同じ</li> </ul>
8	7 →8	関委員	<p>「犯罪被害者等が置かれている状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等が置かれている状況の中に「複合的な課題があるが、相談窓口がない、たらい回しにされる、支援に結びつかない」等、第3章につながる記述があるとよいのではないのでしょうか？</li> <li>・犯罪被害者等の相談内容や件数等質や量的な数値の記載があるとわかりやすいのではないのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえ、「第4章 基本的施策 1相談及び情報の提供等」の現状と課題に、「どこに何を相談していいのかわからない、必要な情報を容易に入手し、必要な支援を受けることができる枠組みが必要である」旨の記載を追加します。</li> <li>・御意見を踏まえ、「第2章 2犯罪被害者等に関する相談の状況」に、「ふくしま被害者支援センターにおける相談件数」及び「SACRAふくしまにおける相談件数」を追加します。</li> </ul>
9	10～ →11～	生島委員長	<p>「犯罪被害者等支援計画(総論)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の施策の羅列ではなく、今後実現すべき、将来の「具体的施策」を明示すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえ、新たな取組については、具体的施策の表の枠内を薄いグレーで着色しました。</li> </ul>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
10	10～ →11～	熊田委員	<p>「犯罪被害者等支援計画(総論)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の考え方は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画は、「初期」、「中期」及び「長期」的ビジョンを策定</li> <li>・「初期」は、策定時において実施できるもの、確実に計画当初に実施できるもの</li> <li>・「中期」は、概ね3年～5年(1年～3年)を目途に実施できるもの</li> <li>・「長期」は、概ね5年(3年)以降に実施できるもの</li> </ul> </li> <li>等を基本として策定するのが、行政社会的にみても基本と考える。</li> <li>・「本計画」は、国の総花的な「基本計画」と違い、犯罪被害等を受けた県民に直接的に影響する施策を具体的に策定するものであるところから、計画の策定は、初期段階では実現できるもの、計画の当初において具現化できないものについては、中期、長期計画において、施策名、施策の概要について実現向けのビジョンを描くともに、その施策の実現に努めるなどと具体的に記述すべきである。</li> <li>・今回提示された骨子案は、これらを基本的な考え方を全く無視して、初期から長期に至る全ての施策を単にビジョンとして表記しただけで、現実と理想がかけ離れている骨子案であるとする。(行政的には「作ったよ」的「後は適当によろしく」的と感じとれる。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間を踏まえて、実施する施策をできる限り具体的に記載していきます。</li> </ul>
11	10～ →11～	熊田委員	<p>「犯罪被害者等支援計画(総論)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画は、毎年、検証、評価等を受け、公表することと条例上規定されているところから、具体的な施策が実現可能(業務委託等)になった時点で計画を変更し、計画を推進した結果として、その実績として公表していくことが基本的な行政の進め方と考える。</li> <li>・現時点で確実に実施が出来ない部分について、計画に表記することによって、県民に誤った理解を生じさせ、結果として条例の信頼性と実効性を失わせることになるかと考える。</li> <li>・明確となるビジョンもなく、そのビジョンを受託する団体も不確実な中での願望的な「施策」と「実施団体の固有名詞」の表記は、厳に慎むべきものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえ、表記を修正します。</li> </ul>
12	10 →11	高橋副委員長	<p>「民事手続に関する情報提供の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案では刑事手続に関する情報提供の充実については書かれていますが、岡崎委員のお話を聞いていると、民事手続についても被害者の方が多くのニーズを抱えていると感じます。重大事件や性犯罪などでは、捜査段階での警察・検察の配慮も以前より充実し、裁判段階では検察庁、受刑・出所段階では刑務所や保護観察所による、情報提供や心情伝達の制度の対象となることもありますが、それらの制度は民事手続に関するものではありません。法テラスや弁護士会とも連携を図り、犯罪被害者が利用できる民事関連の手続きや法律扶助、法テラス等の相談窓口についても情報提供する必要があると思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえ、弁護士会の無料法律相談や法テラスの民事法律扶助制度に関する情報提供について、「第4章 基本的施策10 経済的負担の軽減」に追加します。</li> </ul>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
13	10 →11	熊田委員	<p>「相談及び情報の提供等」</p> <p>(1) 条例第8条の「民間団体の責務」についての基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条例において、第8条「民間団体」について、第2条の「定義」は、7項において、「犯罪被害者等早期援助団体」及び「その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体」と規定しており、民間団体イコール「ふくしま被害者支援センター」とはならない。</li> <li>・「早期援助団体」は、福島県公安委員会から、法(支援法)に基づき指定されるが、「早期援助団体」イコール「ふくしま被害者と支援センター」ではなく、現時点では、申請をし、指定をされているのが当センターだけということであって固定されたものではない。</li> <li>・今後、条例の制定を受け、本計画の「担い手」として、既存の民間支援団体及び新規の「民間支援団体」が、「早期援助団体」になるべく、県公安委員会に、法及び国家公安委員会規則の基準を満たせた上、申請すれば、「早期援助団体」として指定を受けることができることから、計画当初から具体的な名称を用いての表記は避けるべきである。</li> <li>・本計画においては、第8条に定める「民間支援団体」を「ふくしま被害者支援センター」ありきとして構成されているが、そもそも「ふくしま被害者支援センター」は、被害者支援を掲げる各種民間団体の一つであり、「民間支援団体」イコール「ふくしま被害者支援センター」と表記すべきは、被害者支援をしている他の団体との関係をどう説明するのか、被害者支援をしている他の団体を最初から排斥しているとも考えられ、短絡的に表記すべきでなく、明確な理念と業務委託等をした上で、本計画に対応できる「民間支援団体」を表記すべきである。</li> <li>・「既存の民間支援団体(NPO)」、「新規の民間支援団体」から、業務委託等、条例に基づいた支援等について申出がなされた場合に、これを排斥できるのか、このことから、当初計画において、具体的団体を記述すべきでない。</li> <li>・「ふくしま被害者支援センター」は、現在、県警察本部、県部局から業務委託を受託しているものの、その業務は限定的なものであり、センター全体の運営は、賛助会員の会費、寄付金等によって成り立っているものであり、本計画に、「民間支援団体の担い手」として、具体的に名称を表記するのであれば、体制、施設及び財源的に「唯一の民間団体」として確立(業務委託等)させた上で表記すべきであるとするのが当センターとしての譲れない基本的なスタンスである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえ、固有名詞については、以下のとおり修正します。</li> <li>【基本的施策1 相談及び情報の提供等】</li> <li>・被害初期における迅速な相談支援</li> <li>「ふくしま被害者支援センター」→「早期援助団体」</li> <li>・犯罪被害者のための相談窓口の適切な運用</li> <li>「ふくしま被害者支援センター」→「早期援助団体」</li> <li>【基本的施策2 大規模事案における支援】</li> <li>・大規模事案における支援体制の整備</li> <li>「ふくしま被害者支援センター」→「早期援助団体」</li> <li>【基本的施策3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援】</li> <li>・県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援</li> <li>「ふくしま被害者支援センター」→削除</li> </ul>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
14	10 →11	熊田委員	<p>「相談及び情報の提供等」</p> <p>(2)相談窓口のワンストップ化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表記の「相談窓口のワンストップ化」について、県当局はどのようなことを描いているのか。</li> <li>「ふくしま被害者支援センター」は、「早期援助団体」に指定されているものの、現時点では、一般的に言われる相談窓口としてのワンストップ機能を有していない。支援法において、「早期援助団体」を規定したのは、</li> <li>・「早期援助団体」の法的位置付けと事業内容の明確化を図る趣旨であって、「総合相談窓口」を担わせる趣旨ではないことは法的に明らかなのに、なぜ、このような表記となるのか理解できず、当センターとしては、到底受け入れることはできない。</li> <li>・現時点において、「相談窓口のワンストップ化」について表記するとすれば、 ↓ 「相談窓口のワンストップを担う機関・団体を育成していくこととしている」とすべきと考える。</li> <li>・「総合相談窓口」の設置について、検討委員会での意見は、市町村や関係機関の調整等を行う専門職の職員を県の責務として配置して調整をすべきとの意見であって、「総合相談窓口」を民間団体の「ふくしま被害者支援センター」に設置せよとの意見ではないと理解している。これらから、単に「ふくしま被害者支援センター」ありきと記載することは容認できないし、民間団体は、「ふくしま被害者支援センター」のみではないことも考慮すべきである。</li> <li>・「総合相談窓口」は、関係機関・団体との調整を担うものであり、特に、県、市町村との調整を行うのには、「民間団体」ではラインがなく、実際に対応が出来るとは思えない。</li> <li>・仮定の話として、「ふくしま被害者支援センター」の支援機能の充実を図って「相談窓口のワンストップ化」するとすれば、体制、施設及び財源等について充実させ、その後、「相談窓口のワンストップ化」が実現できる段階で計画の変更をすべきであり、実現不可能な現段階で、具体的な「名称」を表記すべきではない。</li> <li>・そもそも表記の内容が意味不明で全体として理解不能な内容である。特に、「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度」と相談窓口のワンストップ化が、なぜリンクはするのか理解困難である。</li> <li>・「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(支援法)第23条に定める「犯罪被害者等早期援助団体」及び第23条第4項に定める「犯罪被害者等支援団体に対する情報提供制度」に対する法解釈等が全く理解されていない中での表記である。</li> </ul> <p>※「情報提供制度」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公安委員会が一定の基準を満たす団体を早期援助団体として指定</li> <li>・早期団体が支援する対象者の支援に関する情報を対象者の承諾を得た上で、必要最小限度において警察から提供を受けることができる制度</li> <li>・令和2年における「情報提供制度適用事案」は、1件である。</li> </ul> <p>・今後の検討・協議の中で、相談を調整する専門職「支援調整官」(仮称)を「民間支援団体」、仮定として「ふくしま犯罪被害者支援センター」に委託設置するとすれば、県当局において、専門的知識を持つ人材(常勤)を確保するなど措置を講じた上で論じ、具体的実現出来る段階で計画に表記すべきであり、現時点で安易に表記すべきでないと考え。</p>	<p>・県は、県警やふくしま被害者支援センターと連携しながら、生活支援における、県機関及び市町村等との総合的な連携・調整を行い、行政サービスをワンストップで提供できるよう、「総合的対応窓口」としての役割を担っていきます。</p> <p>さらに、関係機関・団体が相互に連携・協力して必要な支援の調整を行うための会議の整備を検討して参ります。</p>
15	10,14,15 →11,16	生島委員長	<p>「犯罪被害者等支援調整会議」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな「犯罪被害者等支援調整会議」は、市町村の参画を要として、「そのとき即応できる」体制を機能化するために専任のコーディネーター(医療・心理・福祉の専門職)を配置すべきである。</li> </ul>	<p>・専任の配置は困難であり、なお、医療・心理・福祉職の配置については、支援の調整を行うための会議の具体化の中で対応を検討して参ります。</p>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
16	10 →11	熊田委員	<p>「相談及び情報の提供等」</p> <p>(3)「福島県犯罪被害者等支援調整会議(仮)」(以下、調整会議という。)の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「調整会議」をきめ細かな支援を行うとしているが、実際の支援現場において「支援調整会議」は必要としない。支援場面ごとの「支援調整会議」の開催は、実際論として意味がない、支援は時間との戦い、実際は、個別に関係機関・団体と調整をして支援を行っており、個々の支援調整のための「支援調整会議」は必要としない。</li> <li>・「支援調整会議(仮)」と同様の「犯罪被害者支援連絡会議」が現在創設され機能している。</li> <li>・警察本部主導で平成12年に設立</li> <li>・各警察署(27地区)ごとに関係機関・団体のみならず、支援を担う民間関係者で構成され、県全体としても、各地区代表者及び関係機関・団体で構成される「福島県被害者支援連絡協議会」(会長 野口 まゆみ氏)が活動している。</li> <li>・本委員会に「野口 まゆみ氏」が委員として、県当局がメンバーとしたのは、「本協議会の代表者」であると認識しているがどうか。</li> <li>・本協議会が設置された趣旨は、現場での実際の支援に際して連携してきめ細かな支援を実現するために設置されたもので、今回、県当局が「支援調整会議」を創設する趣旨に加えて、それぞれの支援の現場における連携を図ることを設置の趣旨としている。</li> <li>・このような組織が現存するのに、条例制定を受けての「目玉」として、また新たに組織を設置するよりも、「既存の組織」に県当局が参画、協力して条例制定の趣旨にかなうかを考えるべきで、所管である警察本部とそのあり方について協議すべきである。</li> </ul> <p>●「以下、設置すると仮定した場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「調整会議」の構成員をどのように考えているのか。支援現場での関係機関・団体は多岐にわたっており、どこまで構成員として取り込むのか。</li> <li>・「調整会議」の運営、管理は、「民間支援団体」では不可能であり、「県当局」が主体的に運営・管理すべきである。主体として、誰が、どのように管理、運営するのか、構成員が多岐にわたることから、全体的な運営、管理を「民間団体」が行うことは不可能であり、県当局が主体的に運営、管理する必要である。</li> <li>・「調整会議」は、条例第19条の「大規模事案における支援」時における体制の構築、支援要領等について、事前検討、発生時における連絡、連携上は必要であると考え、前述した、警察本部所管に係る「福島県被害者支援連絡協議会」(各27地区協議会)が対応可能と考えられるところから、警察本部と協議した上で対応すべきと考える。</li> </ul> <p>※「警察本部所管の協議会」が実際の大規模事案の支援に効果的に対応した事例 平成28年に長野県軽井沢で発生したスキーバス転落した大規模事案において、警察主導で創設された「軽井沢被害者支援連絡協議会」が、行政、民間の枠を超えて活動し、被害者及び被害者遺族から感謝、称賛された事例</p>	<p>・当初は、「福島県犯罪被害者等支援調整会議(仮)」の新たな整備を検討しておりましたが、今後、「福島県被害者等支援連絡協議会」に専門部会を設ける案についても検討していきます。</p> <p>なお、当該調整会議(又は専門部会)は、主に中長期支援や大規模事案について、県、県警、ふくしま被害者支援センターのほか、市町村や社会福祉協議会、弁護士会など関係機関・団体の連携によりワンストップ支援の対応を行うことを目的としています。また、定期的に事例研究や支援のシミュレーションも行うことで、支援のネットワークづくりやノウハウの積み上げも行います。</p>
17	10	宮下委員	<p>「相談及び情報の提供等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福島県犯罪被害者等支援調整会議(仮)」の整備が挙げられているが、同会議の関係機関の中に、福島県弁護士会犯罪被害者支援委員会として、弁護士会を入れていただきたい。</li> <li>・犯罪被害者等に対し、早期の法的支援を提供するためには、まずは弁護士会が関係機関と連携することが不可欠であり、犯罪被害者等自身が弁護士を探さなければならないという現状を改善する必要がある。</li> <li>・とりわけ、基本的施策2の具体的施策5で挙げられている大規模被害者支援事案については、マスコミ対応等を含む早期の法的支援が必要となるため、上記調整会議に弁護士会が関わる必要性も大きいものと思料する。</li> </ul>	<p>・県弁護士会にも構成員として参加していただき、連携を強化したいと考えています。</p>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連 ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
18	10 →12	熊田委員	<p>「相談及び情報の提供等」</p> <p>(4) 「1 被害初期における迅速な相談支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふくしま被害者支援センター」の表記について「～県、警察、ふくしま被害者支援センターが十分な連携～」を</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>「～ 県、警察、「早期援助団体(ふくしま被害者支援センター)、その他民間支援団体」が十分な連携を～」とすべきと考える。(条例2条7項の定義)</li> <li>・「援助の機関に市町村はなぜ入らないのか」</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>「～県、市町村、警察、早期援助団体(ふくしま被害者支援センター)、その他民間支援団体～」</li> <li>・条例に「市町村の役割」が明記されているのに、「援助の機関」に記述しない理由がないところから、明確に記述すべきである。</li> <li>・「犯罪被害者等支援に関する具体的な情報の周知」</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>「具体的な情報の周知」とは、一般的な県民への周知活動と理解して良いのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえ、ふくしま被害者支援センターの表記を修正します。</li> <li>・御意見を踏まえ、援助機関について、市町村を含めた記載に修正します。</li> <li>・犯罪被害者等支援に関する具体的な情報の周知については、県民への周知を想定しています。</li> </ul>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
19	10 →12	熊田委員	<p>「相談及び情報の提供等」</p> <p>(5) 「2 犯罪被害者のための相談窓口の適切な運用」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の当初の計画において、どのような理由から、当センターが総合窓口担当者に対する研修や関係機関・団体等の支援に関する研修会及び情報の提供等業務を中心として担わなければならないのか。</li> <li>・「早期援助団体」であることを理由として、中心として考えているのであれば、法的解釈の誤りであり削除すべきである。</li> <li>・仮定として、「ふくしま被害者支援センターが」が本業務を担うので あれば、先に述べたとおり、体制、財源等の措置を講じて具体的な業務委託の検討・実施が前提であり、単に当センターに丸投げの表記不適と考える。</li> <li>・具体的に実現(業務委託等)が可能な時点で表記すべきである。</li> <li>・「支援法23条」に定める「早期援助団体」は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期援助団体が支援する相談者の支援に資する必要最小限度の情報を相談者の同意を得て入手</li> <li>・ 対象事案は、「支援法」において、身体犯(殺人、傷害等)に限られ、財産犯等は対象外</li> <li>・ 業務内容の指定「広報啓発、相談、役務提供、犯給申請補助の4業務に限定」</li> <li>・ 「民間支援団体」の社会的な位置付け</li> </ul> </li> <li>を趣旨として規定されているもので、関係市町村等の連絡調整、「相談者窓口担当者に対する研修」等を任務として規定されていない。</li> <li>・当初の計画においては、県の責務として、「総合相談窓口」の設置運用に努力する旨の表記にすべきと考える。</li> <li>・「総合相談窓口」を県が設置、運営出来ないのはなぜか。</li> <li>・人的、財源を理由とするならば、それは県部局内の問題であり、「民間支援団体」に振るべき問題ではない。</li> <li>・県が「総合相談窓口」を設置、運営ができない理由を明確に説明願いたい。</li> <li>・他県では設置・運用されているのに、なぜ、福島県では出来ないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該記載は、窓口担当者に対する研修や関係機関・団体等への情報提供を県が、ふくしま被害者支援センターと連携して行いたい旨の記載でありましたが、御意見を踏まえ、表記を修正します。</li> <li>・「総合的対応窓口」については、県も設置しているところであり、今後はさらに効果的な運用に努めていきます。</li> </ul>
20	10 →11	関委員	<p>「具体的な施策の内容」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実 (条例との関連)</li> <li>・2 犯罪被害者のための相談窓口の適切な運用</li> <li>・現在は「総合相談窓口」「総合的対応窓口担当者」がきちんと存在しているかのように書かれてあります。まずは、県市町村における相談窓口をどこの部署にするのか整備し窓口担当者を位置づけることから始めないといかないのではないのでしょうか？そのうえで「充実」していくのだと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえ、施策の柱1の記載について修正します。</li> <li>・「総合的対応窓口は」、県内の全市町村に設置されています。御意見を踏まえ、今後は市町村条例の制定を促進するとともに、窓口機能の強化を図っていきます。</li> </ul>
21	11,17 →11	生島委員長	<p>「性暴力等被害者に関するワンストップ支援センター」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性被害に対応するワンストップセンターにつなげる11月から運用される「コールセンター」の24時間・365日化、公立の対応病院の確保が必要不可欠であり、県の関係部局、県警、被害者支援センターの協働によるアプローチが喫緊の課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえ、協力病院の確保に努めていきます。</li> </ul>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
22	11	熊田委員	<p>「相談及び情報の提供等」</p> <p>(6)「4 性犯罪被害者に関する相談支援」                      ・「性暴力等被害者救援協力機関SACRAふくしま」を「ワンストップ支援センター」と記述しているが、内閣府での認識は別にして、現時点では、「SACRAふくしま」は、「ワンストップ」の機能は有しては無く「五者連携」による連携型の団体である。                      ・(11月より24時間365日体制を実施)と表記しているが、「SACRAふくしま」の運営時間外に「コールセンター」に接続運営するだけのことであり、「ワンストップ」の表記とは相違する。表記は、次により表記すべきである。</p> <p align="center">↓</p> <p>(11月より「SACRAふくしま」運営時間外は、「コールセンター」にて対応)                      ・県民が理解している「ワンストップ」とは、「拠点型施設」において、365日24時間、そこに行けば、相談、医療行為、法的相談、心理的支援等ができる相談機関と認識しており、4の表記は、県民に、あたかも、「SACRAふくしま」が「ワンストップ」相談機関であると誤認させることになる。                      ・「SACRAふくしま」は連携型であり、内閣府がいう「拠点型施設」として運用することは不可能であり、県当局としては、内閣府が目指す「ワンストップセンター」として、「医療機関」を拠点とした「ワンストップセンター」を設置すべきである。                      ・仮定として、4のような表記をすれば、県当局が「拠点型施設」(医療機関)を整備し、体制等も含め「ワンストップ化」が実施できる時点で、その業務を実際に、「SACRAふくしま」(ふくしま被害者支援センター)業務委託し、「ワンストップ」として機能した時点で表記すべきである。                      ・仮に、「SACRAふくしま」を「ワンストップセンター」と記述するのであれば、「拠点型のワンストップセンター」と区別し、「SACRAふくしま(連携型)」の現時点での機能を明確に記述し、その相違点明確に記述する必要がある。                      ・「施策名」、「施策の概要」に「コールセンター」に関する記述を追加すべきである。11月より、「SACRAふくしま」の運営時間外に「コールセンター」に接続運営していることから、当初計画にはその旨を記述するとともに、接続運営後の「オンコール」、「ワンストップ化」構想まで波及して、その後の進めていくビジョンを示すべきではないか。</p>	<p>・御意見を踏まえ、当該記載を「県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター」に修正します。                      ・御意見を踏まえ、24時間365日体制について、コールセンターとの連携により実施する旨記載を追加します。                      ・今後につきましては、被害者が必要とする支援の充実のために、現在の問題点や課題等を整理し、国の夜間休日コールセンターの利用状況も踏まえ、相談支援体制を検討して参ります。</p>
23	10 →11	野口委員	<p>「相談及び情報の提供等」</p> <p>・具体的施策として、犯罪被害者等の相談窓口のワンストップ化に賛成です。そのための準備を早急に進める必要があります。ふくしま被害者支援センターがその中核となるには、人的、経済的、機能的など相当の投入が必要と考えます。</p>	<p>・No.14と同じ</p>
24	10 →11	岡崎委員	<p>「相談窓口のワンストップ化」(意見)</p> <p>・ワンストップの相談窓口については、絶対に必要であり、作ってほしいと切望するものである。                      しかし、この施策の概要によると、ふくしま被害者支援センターの相談窓口をワンストップ化することになっていて、これでは、ふくしま被害者支援センターに全ての窓口機能を委託するよう受け取れる。これは、違うのではないかと考える。                      ・新たなワンストップ相談窓口は、県が主体となり、運営、管理すべきものであると考える。</p>	<p>・No.14と同じ</p>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連 ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
25	11	野口委員	<p>「相談及び情報の提供等」</p> <p>・性暴力等被害者支援協力機関(SACRAふくしま)の24時間365日対応体制を進めるには、国のコールセンターに頼るのではなく、福島県にコールセンターを立ち上げコーディネーターを置き対応するようにしなければ、急性期対応をしてくれる医療機関の整備が進みません。</p>	・No.22と同じ
26	14 →16	熊田委員	<p>「大規模事案における支援」</p> <p>・前述の理由により、「ふくしま被害者支援センター」の具体的な名称は表記せず、条例定義表記のとおり、「早期援助団体」、「その他の民間支援団体」と表記すべき考える。(定義のとおり)</p> <p>・「対応マニュアル等」が具体的に整備され、その時点で「ふくしま被害者支援センター」の対応が明確になった時点で表記すべき考える。</p> <p>・「福島県犯罪被害者等支援調整会議(仮)」については、前述のとおり。</p>	・御意見を踏まえ、表記を修正します。
27	14 →16	宮下委員	<p>「大規模事案における支援」</p> <p>・「福島県犯罪被害者等支援調整会議(仮)」の整備が挙げられているが、同会議の関係機関の中に、福島県弁護士会犯罪被害者支援委員会として、弁護士会を入れていただきたい。</p> <p>犯罪被害者等に対し、早期の法的支援を提供するためには、まずは弁護士会が関係機関と連携することが不可欠であり、犯罪被害者等自身が弁護士を探さなければならないという現状を改善する必要がある。</p> <p>とりわけ、基本的施策2の具体的施策5で挙げられている大規模被害者支援事案については、マスコミ対応等を含む早期の法的支援が必要となるため、上記調整会議に弁護士会が関わる必要性も大きいものと思料する。</p>	・No.17と同じ
28	15 →16	熊田委員	<p>「県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援」</p> <p>・前述したとおり、「ふくしま被害者支援センター」の具体的な名称は表記せず、条例定義表記のとおり、「早期援助団体」、「その他の民間支援団体」と表記すべき考える。</p> <p>・仮定として表記すれとすれば、</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「早期援助団体(ふくしま被害者支援センター)」と記述すべきと考える。</p> <p>・「対応マニュアル等」が具体的に整備され、その時点で「早期援助団体(ふくしま被害者支援センター)」の対応が明確になった時点で表記すべき考える。</p>	・御意見を踏まえ、表記を修正します。
29	15 →16	野口委員	<p>「県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援」</p> <p>・県外で性被害を受け、県内の家に戻ってきて、県内の医療機関を受診した場合の医療費等支援はどうなりますか。県内での支援ができるようになることを望みます。</p>	・SACRAふくしまに相談があった場合、支援可能です。

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
30	15 →16	高橋副委員長	<p>「民生委員や福祉事務所職員等の犯罪被害者等への理解を深めること」</p> <p>・三春町役場の委員の方からのご発言にもあったように、なかなか小規模な町村役場にまでワンストップの窓口や犯罪被害者に特化した職員を置くことは難しいと思います。一方で、民生委員や福祉事務所で対応する市民の中には、生活困窮や失業・無業の背景に、実は犯罪被害の影響があるという人もいるかと思えます。その意味では、民生委員や福祉事務所職員が対応する相手方の中にも、場合によっては犯罪被害者がいる可能性があり、犯罪被害者支援センター等の機関があることを民生委員や福祉事務所職員にも周知していく必要があると思います。</p>	<p>・民生委員や福祉事務所職員始め、生活困窮者や失業者などの支援に関わるものに対して犯罪被害者等支援への理解を深めることは重要であると考えます。御意見を踏まえ、県民の理解増進の取組の中で、これらの方々への啓発を実施していくこととします。</p>
31	15 →16	熊田委員	<p>「人材の育成」</p> <p>・【現状と課題】市町村職員、ふくしま被害者支援センター相談員への研修を実施している。を ↓ 8での表記と整合性を図る</p> <p>【現状と課題】市町村職員、犯罪被害者等早期援助団体(ふくしま被害者支援センター相談員)への研修を実施している。と表記する。</p> <p>・「7 県及び市町村職員に対する研修」 本文に、「県及び市町村に設置されている総合的対応窓口の職員」明確に県に「総合相談窓口」を設置すること明言しているのに、第12条において、「ふくしま被害者支援センター」に「総合窓口ワンストップ化」、「総合窓口」構想が表記されているが、「総合相談窓口」は、県の責務として、本条に規定されているとおり県当局において設置すべきである。</p> <p>・「福島県犯罪被害者等支援調整会議(仮)」については、前述のとおり</p>	<p>・御意見を踏まえ、表記を修正します。</p> <p>・「総合的対応窓口」については、県も設置しているところであり、今後はさらに効果的な運用に努めていきます。</p>
32	15 →17	関委員	<p>「人材の育成」</p> <p>・基本施策4 No.8「民間支援団体の支援従事者に対する研修」 ・「支援従事者」とは誰なのかが不明です。支援従事者の定義を明確にし、養成から始めないといけないと思えます。</p>	<p>・「支援従事者」とは、条例第2条第3項第5号に記載のとおり、広く「犯罪被害者等の支援に従事する者」を指します。No.8「民間支援団体の支援従事者に対する研修」においては、特に「相談、助言、日常生活の支援等を担う支援従事者」としています。</p>
33	15 →17	岡崎委員	<p>「県及び市町村職員に対する研修」(意見)</p> <p>・市町村職員の研修については記載されているが、市町村の被害者支援条例制定と、市町村の総合窓口の設置について、述べられていない。</p> <p>・市町村への被害者支援条例の制定と、市町村の総合窓口の設置は、必要なことであり、県がどのように取り組み、進めていくのか、具体的に示す必要があると考える。</p>	<p>・御意見を踏まえ、「第4章 基本的施策 1 相談及び情報の提供等」に市町村の総合的対応窓口の機能強化に関する支援を追加します。</p>
34	16 →18	関委員	<p>「支援従事者の二次受傷に対する支援」</p> <p>・基本施策9 No.9「民間支援団体の支援従事者に対する研修」 ・「支援従事者」とは誰なのかが不明です。支援従事者の定義を明確にし、養成から始めないといけないと思えます。</p>	<p>・No.32と同じ</p>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
35	17 →18	高橋副委員長	<p>「民間の企業・団体、個人から幅広い協力を得ること」</p> <p>・犯罪被害者支援センターその他の支援団体への寄付その他の支援を呼び掛けたり、県の広報誌で県内企業等によるそうした取組みを紹介し協力を促したりしてはどうでしょうか。たとえば、郡山市に本社のある株式会社ニラクでは、ふくしま被害者センターへの「寄付付き景品」の取組みをしています。http://www.niraku.co.jp/ale/detail/828.php 大学でも、被害者支援週間に合わせた募金活動など、何か協力ができることもあるかと思えます。 また、たとえば「犯罪・事故等の被害に遭われた方の支援」を用途とした「ふるさと納税」の募集などはないのでしょうか。</p>	<p>・御意見を踏まえ、民間支援団体の活動や財政基盤確保の取り組みの周知により、支援を行います。</p>
36	17 →18	熊田委員	<p>「民間支援団体に対する支援」</p> <p>・(1)「10 民間支援団体における相談対応等」 民間支援団体に対する支援に対する項目の記載であると思われるが、内容が、民間支援団体に関するものでなく理解不能である。 ・「犯罪被害者早期援助団体に対する情報提供制度」と「民間支援団体」への支援がどうリンクされるのか理解不能である。 ・「民間支援団体」に対する、初期、中期等に実施する具体的施策を記述すべきと考える。 ・特に、安定的な支援が展開できるよう「財政的支援」の具体的施策を明記すべきと考える。</p>	<p>・御意見を踏まえ、削除します。 ・No.35と同じ</p>
37	17 →18	熊田委員	<p>「民間支援団体に対する支援」</p> <p>・(2)「11 性犯罪被害に関する相談支援【再掲】」 ・民間支援団体に対する支援に対する項目の記載であると思われるが、内容が、民間支援団体に対する内容になっておらず、なぜ、このような内容になっているのか理解不能である。 ・「12条 4」で記した意見のとおり</p>	<p>・御意見を踏まえ、削除します。</p>
38	18,21 →19,20	高橋副委員長	<p>「被害直後の支援」</p> <p>・被害直後は、経済面に加え、被害によるケガや疲労、「周りの目が気になる」「外出が怖い」といった精神面のダメージから、買い物やゴミ出しなど日常生活の面でのサポートを要する人も多いと思います。そうした生活面でのサポートを無料ないし低額で受けられる仕組みや、それに関する情報提供もあるといいと思います。 なお、被害直後の見舞金については、「被害直後から国の犯罪被害者給付が支給されるまでの時期こそ、犯罪被害者が地域生活における困難を抱えている」ことを強調することも、財務部門や議会の理解を得るうえで大切かと考えます。</p>	<p>・犯罪被害者等が日常生活の支援を受けられるよう、市町村や関係機関と連携し、各種支援制度の活用を図ります。また、「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定、配布するなど、情報提供の充実に努めます。 ・見舞金については、市町村と連携し、制度化に向けて取り組んでまいります。</p>
39	18 →19	熊田委員	<p>「日常生活の支援」</p> <p>・(1)「12 性犯罪・性暴力被害者への付添支援の実施」 ・「12条 4」で記した意見のとおり、「SACRAふくしま」には、「ワンストップ」機能を有していないので、「ワンストップ」の表記は削除すること。 ・支援内容として、付添支援の他に面接支援もあるところから、表記すれば施策名として「性犯罪・性暴力被害者への面接、付添支援の実施」、施策内容として「性暴力等被害者救済協力機関SACRAふくしま」においては、必要に応じ、性犯罪・性暴力被害者に対し面接支援や警察、病院等へ付添などの直接的支援を行う。」としてはどうか。</p>	<p>・No.22と同じ ・御意見を踏まえ、表記を修正します。</p>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
40	18 →19	熊田委員	<p>「日常生活の支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(2)「13 市町村と連携した支援制度の活用」</li> <li>・県部局の所管を明確に表記すべき。</li> <li>・これら市町村の行政的調整を担うためにも、将来的には県当局に専門官(仮)を設置する必要があると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見のとおり、表記を追加します。</li> <li>・専門官(仮)の設置については、御意見として承ります。</li> </ul>
41	18 →19	岡崎委員	<p>「市町村と連携した支援制度の活用」(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この内容では、既存の市町村の福祉制度を活用していただけというように受け取れる。それでは、現状と変わらない。</li> <li>・県は、どのように主体的に取り組むのか、示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県としては、「総合的対応窓口」として、市町村との支援調整を行うとともに、市町村の総合的対応窓口機能を強化するため、市町村条例の制定や市町村において利用可能な施策の一覧表の作成の促進を図っていきます。また、犯罪被害者等が必要とする情報をまとめた「犯罪被害者被害者支援ハンドブック」の配布や支援の調整を行うための会議に市町村の参加を促すなど、市町村と連携した支援制度の活用を図っていきます。</li> </ul>
42	19 →20	熊田委員	<p>「居住の安定」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「14 公営住宅の優先入居」</li> <li>・県部局所管を明確に表記してほしい。</li> <li>・市町村の公営住宅における優先入居の取組が一番問題であり、最優先に取り組むべき課題と考えるところから、これらに対応する施策を記述すべきと考える。</li> <li>・計画当初は、この記載となるが、中期的展望としての記載が必要と思うがどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見のとおり、表記を追加します。</li> <li>・市町村の公営住宅における優先入居については、条例の制定と併せ、犯罪被害者等を支援するための重要な施策の一つとして取組を促進していくこととします。</li> <li>・民間住宅の効果的な活用を始め、必要な施策について検討していきます。</li> </ul>
43	20 →21	熊田委員	<p>「雇用の安定」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「15 事業主の理解の増進」</li> <li>・県部局所管を明確に表記してほしい</li> <li>・初期、中期的すべき施策を記述すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見のとおり、表記を追加します。</li> <li>・既存の施策とともに、今後実施すべき施策として、事業者向けのリーフレットの作成;配布や企業団体への講師の派遣、県内巡回パネル展示などを施策として記載する。</li> </ul>
44	21 →23	熊田委員	<p>「経済的負担の軽減」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)「17 性暴力被害者の医療費公費負担制度」と警察本部が所管する「18 性犯罪被害者の医療費公費負担制度」を入れ替え「17に警察本部所管」、「18に県所管の公費負担制度」とするべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見のとおり、表記を修正します。</li> </ul>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
45	21 →23	熊田委員	<p>「経済的負担の軽減」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(2)「17 性暴力被害者の医療費公費負担制度」(18に入れ替え)</li> <li>・「12条 4」で記した意見のとおり、「SACRAふくしま」には、「ワンストップ」機能を有していないので、「ワンストップ」の表記は削除すること。</li> <li>・「性暴力等被害者支援協力機関SACRAふくしま」の運営主体は県と理解して良いか、事業主体は、「五者事業主体」による連携型でないか。</li> <li>・「ふくしま被害者支援センター」に運営を委託しているとの記述であるが、「SACRAふくしま」は五者による連携型でないのか。</li> <li>・県が運営を「SACRAふくしま」に委託したとの記述は、県が「単独事業主体」と理解されることから、他の事業主体との関係はどうなるのか。</li> <li>・県から業務委託を受けているが、運営を委託そのものの委託ではなく、業務の一部の委託と認識しているかどうか。</li> <li>・平成29年に県が参画する前は、警察本部から業務委託を受けているが、運営そのものの委託ではなく、業務の一部委託と認識している。</li> <li>・県は、連携型の事業主体に参画したところから、県(国)の責務として、業務の一部を委託していると認識しているかどうか。</li> <li>・県が単独事業主体とすれば、今後、「SACRAふくしま」の運営に関しては、これまで連携してきた他の事業主体を排斥するという認識で良いのか。</li> <li>・～「SACRAふくしま」に公費負担制度の業務を委託し～と記述すべきではないのか。</li> <li>・県が単独事業主体となれば、既存のポスター、チラシ等も再作成となる。</li> <li>・施策名を「17 性暴力被害者の医療費公費負担制度」を</li> </ul> <p align="center">↓</p> <p>「18 性犯罪・性暴力被害者の医療費公費負担制度」とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の行う公費負担制度は、性暴力被害者に限らず、性犯罪被害者に対しても適用されるため。</li> <li>・施策の概要</li> <li>「～ 性暴力に遭っても警察に相談できない被害者に対して～」を</li> </ul> <p align="center">↓</p> <p>「～ 性犯罪・性暴力に遭っても警察の関与を望まない被害者に対して～」とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪被害者であっても、警察の関与を望まない被害者にも、県の公費負担制度が適用されるものであり、性暴力被害者に限られるものではない。</li> <li>・警察本部の公費負担は、相談の段階でも適用できるものであり、相談できないではなく「関与を望まない」と記載するのが適当である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.22と同じ</li> <li>・御意見を踏まえ、表記を修正します。</li> </ul>
46	22 →23	生島委員長	<p>「市町村条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県に引き続き、市町村の条例化が、見舞金制度を設け、円滑に機能する基礎となるもので、金額はもとより、緊急の生活支援が的確に行えるよう、市町村の窓口の一本化が不可欠となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の総合的対応窓口機能の強化について、条例の制定を含め支援を行っていきます。</li> </ul>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
47	22 →23	熊田委員	<p>「経済的負担の軽減」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3)「見舞金制度の創設」</li> <li>・当初の計画としては、「見舞金の創設」の規定は妥当と思われる。</li> <li>・中期的構想として、「緊急生活支援金制度」を盛り込むべきと考える。</li> <li>・「見舞金」支給対象者として想定されるのは、「犯給法(支援法)」を引用しての「犯罪被害者」である思料され、これら犯罪被害者は、様々な公的支援を受けているものであり、支援の現場において、真に経済的支援を必要としているのは、被害を受けた直後の生活支援であるところから、5万円から10万円程度の支援金が緊急的に支給できる制度を創設する必要があると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県における見舞金制度は、被害直後における経済的支援を想定しています。</li> <li>・そのほか、他の制度の活用により支援を行って参ります。</li> </ul>
48	21 →25	宮下委員	<p>「経済的負担の軽減」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的施策の中に、法律相談料の支援や、無料相談会の実施等の施策を入れていただきたい。</li> <li>・現状の法律援助事業では、資力審査がある等制限が課されており、犯罪被害者等が早期に一律に法的アドバイスを受けることは現状難しい面があるため、県による支援が必要である。</li> <li>・なお、東京都、大阪府、福岡県、和歌山県、明石市等においても、支援計画の中に法律相談料の支援等が盛り込まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SACRAふくしまにおける性犯罪・性暴力等被害者支援において、相談のあった被害者のうち、必要に応じて、法律相談を無料で実施しています。</li> <li>・今後は、支援の調整を行うための会議に構成員として、弁護士会や法テラスに参加いただくとともに、無料法律相談や民事法律扶助制度について周知を図っていきます。</li> </ul>
49	22 →23	岡崎委員	<p>「見舞金制度の創設」(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するために、見舞金制度の創設が望まれる。</li> <li>・見舞金制度は、大きな流れとなっており、他県では既に運用されている。今後、多くの都道府県で見舞金制度が創設されると思われる。そして、時間はある程度かかるかもしれないが、全国の市町村にも見舞金制度が導入されるものとする。</li> <li>・福島県の見舞金制度の創設にあたり、市町村に見舞金制度がないことから、県が全ての対象被害者への見舞金の支給について担うことが望ましいと考える。見舞金については、全県どこに住んでいても同じ、地域格差が生じないようにしなければならないと考える。</li> <li>・三重県では、県と市町村の両方に制度が作られ、両方から支給を受けることができる。三重県のような都道府県は、今後増えていくと考えられる。</li> <li>・見舞金の金額については、遺族30万円、重症病10万円としている都道府県が多いようである。</li> <li>・また、見舞金制度の例として大分県では、「県と市町村との連携による見舞金制度の実施」</li> <li>・犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するため、市町村が実施する見舞金制度に係る補助制度を実施します。県は、市町村が支給した見舞金の額の半額(上限額を設定)を負担します。としている。見舞金制度には、上記の大分県のように、県が市町村の半額を負担するという方法もある。県の実情に合わせ、色々な方法から良い方法を選択することが望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見舞金については、市町村と連携した制度として導入する方向で調整して参ります。</li> </ul>
50	23 →25	熊田委員	<p>「心身に受けた影響からの回復支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「19 カウンセリング費用の公費負担」</li> <li>・「記述の施策の概要」の所管は、警察本部か。</li> <li>・県の行っているカウンセリングの公費負担は、どう記述するのか。</li> <li>・「カウンセリングを受ける医療機関の確保」に努める記述を盛り込むべきと考える。</li> <li>・「公費負担制度」はもとより、支援現場においては、「カウンセリング」を受けられる医療機関等の確保が一番の問題であり、「カウンセリング」の公費負担を記述するのであれば、「カウンセリング」を受けられる医療機関の確保について努めるなど記述するべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の行っているカウンセリングの公費負担についても記載を追加します。</li> </ul>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
51	24 →27	熊田委員	<p>「安全の確保」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「20 DV被害者や被虐待児童等の一時保護」</li> <li>・「一時保護」の実効性を担保するためには、一時保護の主体となる機関・施設等を明確に記述する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所の役割から、機関名を明記することは控えております。</li> </ul>
52	24 →27	関委員	<p>「安全の確保」(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策12 No.20「DV被害者や被虐待児童等の一時保護」</li> <li>・一時保護をどこで行うのかが不明です。児相？別の施設？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.51と同じ</li> </ul>
53	26 →28	宮下委員	<p>「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的施策21の「刑事手続に関する手続等に関する情報の提供の充実」の中に、「刑事に関する手続、・・警察その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体」とあるが、関係する機関・団体の中に、福島県弁護士会犯罪被害者支援委員会として、弁護士会を含めていただきたい。</li> <li>「被害者の手引き」やパンフレット等を作成するとのことであるが、法テラスや弁護士会の連絡先だけではなく、犯罪被害者法律援助事業(日弁連委託援助事業)、民事法律扶助制度、及び国選被害者参加制度等についても掲載していただくことで、犯罪被害者等に対し、具体的な支援制度があることを早期に周知することが重要であると思料する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係する機関・団体としては、様々な機関が含まれ、弁護士会もその一つとなっています。</li> <li>・法テラスや弁護士会で実施している具体的な支援制度の掲載については、今後の「被害者の手引き」等の見直しの中で検討していきます。</li> </ul>
54	28 →29	関委員	<p>「県民の理解の増進」(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本施策13 No.22「『犯罪被害者週間』に合わせた集中的な啓発事業の実施」</li> <li>・理解の増進(促進?)を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例第22条の記載を引用しており、原案のままとします。</li> </ul>
55	27 →29	熊田委員	<p>「県民の理解の増進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「23 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施」</li> <li>・施策名に、「恒常的」、「継続的」啓発活動を加えて盛り込むべきである。</li> <li>・施策の概要に「恒常的」、「継続的」な啓発活動を記述すべきではないか。</li> <li>・周知啓発活動は、日常、継続的な活動が極めて重要であり、「犯罪被害者週間」における集中的な啓発事業のみを記述するだけで良いのか。</li> <li>・所管を明確にすべき、県の責務を明確に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「各種広報媒体を活用した広報啓発活動の実施」のほか、施策の記載を追加します。</li> <li>・御意見のとおり所管について記載します。</li> </ul>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
56	29 →31	熊田委員	<p>「学校における教育の実施等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「23 中高生等に対する被害者支援の啓発」</li> <li>・施策の概要記述の内容は、警察本部が所管する「命の大切さを学ぶ授業」と思われるがどうか。</li> <li>・県、教育庁としての、「継続的」に学校で行う施策を盛り込むべきでないか。</li> <li>・特に性被害者の低年齢化が進んでいる現状において、単に警察本部が所管する中高生に対する啓発だけで良いのか、教育最前線である小学校を含めた学校における「継続的で幅広い被害防止の啓発活動」が今こそ必要であると考えるので、その内容も記述すべきである。</li> <li>・「命の大切さを学ぶ授業」は、「性犯罪」の事案は含まれない。</li> <li>・「施策名」項に、先に「継続的啓発活動」が入り、次に「警察本部所管の本記述」が入るべきと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校における啓発活動については、防犯の観点から被害者を生まないための教育を中心に行っています。また、「性犯罪」についても、被害に遭わないための啓発を実施しています。</li> <li>・今後も教育庁と連携して被害者支援の啓発に取り組んで参ります。</li> </ul>
57	29 →31	岡崎委員	<p>「中高生等に対する被害者支援の啓発」(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における犯罪被害者等に関する教育の推進をするという考えに、大いに賛同します。</li> <li>・学校と連携して行う講演活動に、私も参加させていただいています。</li> <li>・一つお願いしたいのは、現在の対象は、中高校生となっておりますが、その年齢を少し下げて、小学校高学年もその範囲に入れてほしいということです。私が小学校で命の大切さの講演をした経験から、小学5年生・6年生は、十分に理解できると実感しています。小学5・6年生までの対象範囲の拡大については、すぐには難しいかもしれないので、数年かけて、徐々に広げていってほしいと思っています。</li> <li>・また、内容については、いのちの大切さに関する教育の推進、人権教育、犯罪防止教育の推進を加えることを希望します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.56と同じ</li> <li>・いのちの大切さに関する教育や人権教育、犯罪防止教育について記載を追加します。</li> </ul>
58		熊田委員	<p>「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)委員会における県当局(生活環境部長)の発言の具現化</li> <li>・最終条例案決定時における、県当局(生活環境部長)の発言、「今後、条例の実効性を図るため、委員会の委員の意見を尊重し、実質的な計画を策定することをお約束します。」との発言の具現化する計画の策定をされることを強く望む。 ※ 生活環境部長発言を尊重すべき → 県民との約束発言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見として承ります。</li> </ul>
59		熊田委員	<p>「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(2)委員会の位置づけの明確化との意見の尊重</li> <li>・委員会が設置された趣旨と役割とを明確にし、委員会委員の意見を尊重し、その意見が計画書に反映されることを真に希望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見として承ります。</li> </ul>
60		熊田委員	<p>「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3)委員会の議論のあり方について</li> <li>・本委員会における議論の仕方は、条例制定時と同様に、事務局が策定した骨子案について、各委員の意見をペーパーで求め、これに対し、事務局として意見を伏して決定するという手法、具体的には委員会において、各委員の意見に対して、具体的な議論をせず、決められた時間内に各委員の意見を聞いたという、アリバイ作りのための委員会となっているので、計画案については、各委員の意見については、徹底した議論を行い、各委員が納得した上での計画案が策定されるよう要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえ、本委員会の進め方について、委員長と協議し、改善して参ります。</li> </ul>

**福島県犯罪被害者等支援計画骨子案に関する委員御意見等  
(第4回検討委員会後)**

資料1-2

No.	関連 ページ	提案委員	意見等内容	事務局対応案
61		熊田委員	<p>「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(4)当センターとしての対応</li> <li>・具体的な意見としても記載したとおりであるが、当センターとの協議合意も得ず、総合的な支援の要として当センターを想定して策定している計画案に違和感を感じる。当センターとしては、条例制定時と同様に、合意等の相互理解がないまま計画案が制定されるようであれば、「当センターの運営上極めて重大な問題と認識」しており、今後の展開によっては、機関決定の上、本委員会を含めた対応を検討していくこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえ、十分な協議・調整に努めて参ります。</li> </ul>
62		熊田委員	<p>「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(5)県関係部局等における施策の実現化に向けた検討・協議の実施</li> <li>・本計画の実効性・具現化を図るためには、施策を実施する関係部局等との連携が極めて重要であるところから、本計画の施策に関する全ての部局等とワーキンググループ等を立ち上げ検討・協議をすべきである。条例制定時にも意見具申したが実行されなかったことから再度意見を具申する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえ、関係部局からの意見を十分に聴取するとともに、連携した取組が行えるよう関係部局と調整していきます。</li> </ul>
63		熊田委員	<p>「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(6)実効性を補完する数値目標、支援に関する資料の公表 (毎年公表するのであれば) <ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性が担保される数値目標数の設置</li> <li>・毎年の、県、警察、民間支援団の支援に関する情報</li> <li>・各市町村の相談受理件数</li> <li>・市町村の条例設定に関する進捗状況等</li> </ul> </li> <li>○計画に添付すべき資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、警察、民間支援団体等の相談場所一覧表</li> <li>・「SACRAふくしま」協力病院一覧</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえ、数値目標の設置など記載を追加します。</li> <li>・御意見を踏まえ、資料の添付について検討します。</li> </ul>
64		岡崎委員	<p>「支援対象者」(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等への支援をする時、その支援対象者は限定されます。それは当然のことですが、支援が必要なのに、支援を受けられずに、大人になっていく子どもたちがいます。</li> <li>・「犯罪被害者等基本法」の第4次犯罪被害者等基本計画が、今年(令和3年3月)示されました。その基本方針 [4つの基本方針]②に、 (また、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがある子供等のニーズを正確に把握し、適切に実施されなければならない。)と、初めて兄弟姉妹について取り上げられました。</li> <li>・福島県の被害者支援においても、今まで支援対象とされていなかった子どもたち、または残された兄弟姉妹への支援について、対象にしていってほしいと切に願います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見を踏まえ、今後さらに、学校や地域において、子どもたちへの支援が充実していくよう努めて参ります。</li> </ul>